一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

- 1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。 枚数は、表紙を含めて6枚あります。
- 3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
- 4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」 を確実に記入してください。
- 5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」 を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが あります。
- 6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、 不合格扱いとします。
- 7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。 解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう 静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
- 8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

(×)

<u>申</u>	清者名(事業者名)	席			
		番			
記	入者名(受験者名)	号			
<u> </u>					
I. 涉	くの1.から15.までの文章で、正しいものには ○ 印を、そう [~] (でないも	のには	t ×	印を
1	国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利	価その4	h 公士:(7.短か	・お阳
1.	害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に				
	ることを命ずることができる。 <mark>(道路運送法第31条)</mark>				
			(0)
2.	旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情	手を申し	出た者	に対し	て、
	遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らか	にしない	^者にタ	付して	は、
	この限りでない。(運輸規則第3条)		,		
			(O)
3.	旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その	他の者の	の生命、	身体	又は
	財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定	める基準	準に適合	合する	もの
	を講じておかなければならない。(運輸規則第19条の2)		,	0	,
			(O	,
4.	旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に	係る事業	業報告	書を毎	事業
	年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(<mark>旅客自動車運送</mark>	事業等幸	&告規則 ,		
			(×)
5.	旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運	転者とし	して選作	壬する	こと

ができる。(運輸規則第36条)

	6.	事業者は、法令の規定による通知に従い、地方公共団体の長に対し、適正化事業の負担付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)				
			(×)	
	7.	事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の収受又は払見項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)	 し に	関する	事	
		ACTORIO (SERIES DIRECTOR DE LA CONTRACTOR DE LA CONTRACTO	(0)	
	8.	整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否ればならない。(道路運送車両法施行規則第32条)	≨を決	:定しな	け	
			(0)	
	9.	一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が4 必要となる運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)	10両	の場合	に	
			(×)	
1	0.	旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなけれ (道路運送法第4条)	ばな	らない	۰,	
			(×)	
1	1.	一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚しの安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)	ノ、絶	えず輸	送	
			(0)	
1	2.	一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じ (道路運送法第36条)	うない	'o		
			(0)	
1	3.	事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。たた合のみ、この限りではない。(道路運送法第10条)	ごし、	天災の	場	
			(×)	
1	4.	事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。(<mark>運輸規則</mark>		0条) ○)	
1	5.	事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引				
		ることができる。(運輸規則第7条の2)	(×)	

II. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が (ケー)で 定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる (スー)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしな ければならない。この場合においては、その (オー)及び内容並びに指導監督を行つた者 及び受けた者を記録し、かつ、その記録を (キー)において (アー)保存しなけれ ばならない。

ア. 三年間イ. 一年間ウ. 経路エ. 教育オ. 日時、場所カ. 報告キ. 営業所ク. 精神ケ. 告示コ. 電子媒体サ. 車庫シ. 基準ス. 運転技術セ. 通達ソ. 指導監督

Ⅲ. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は 国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、 (ケ)以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局 長に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、(ソ)し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ・(コ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第 五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- (ア) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(オ)以上の死者を生じたもの

ア. 旅客イ. 故障ウ. 1時間エ. 追突オ. 1 人カ. 5 人キ. 30日ク. 15日ケ. 24時間コ. 死者サ. 怪我人シ. 重傷者ス. 運転者セ. 歩行者ソ. 転落

IV.	次の文中の	()	の部分にあてはまる	る語句を <u>答.</u>)欄に記入し	なさい。
1	乗務員の宿		送事業標準運送約款で 運送に関連する費用に <mark>後)</mark>				駐車料、
					答.	契約責任者	<u>-</u>
2			旅客自動車運送事業」 運送する事業である。			()で、自
					<u>答.</u>	有償	
3			美者は、その(とめ利用させてはなら				又は特定
					<u>答.</u>	<u>名義</u>	
4			巻者は、発地及び(かて行うものを除く。				
					答.	着地	
5	5. 自動車の使 (動車の点検をし、及び けるように維持しなり		•	•	
					答.	保安基準	

V.	す。 項に	では、 こは ×	下記の中印を記入	巻計画を変更し 中で認可を必要 人しなさい。								
			去第15条 区域の拡大				(0)			
	2	営業別	所の位置の)変更			(0)			
	3	営業別	斤ごとに酢	記置する事業用	自動車の	の数の変更	(×)			
	4	自動車	軍車庫の位	位置及び収容能	力の変]	更	(0)			
	⑤	役員の)変更				(×)			
VI.	しては土木(も味	で正しい <mark>道路運送</mark> 上交通大 対し、(イ ものであ 特定のが	いものをT 送法第9条 大臣は、事 (セ) き。 依客に対し	事業者の運賃及)を定めてそ 情に照らしてま	で料金/ その運賃 著しくオ ス))内に が次のいずれ 賃及び料金を 不適切であり) 取扱いをす	記号を記 いかに該 ・変更す~ 、旅客の	記入し 当すさ り である	なさい。 と認める とを命ず エ とき。	ときは、 ること;) する:	、当 がで おそ	該事業者 きる。 れがある
			牛 イ. 豆 キ.	社会的経済的 優先的		ウ. 公共の福 ² 7. 変 更			益を阻害 議会		需連	
	サ.	.競	き シ.	利便を向上	<i>ス</i>	·. 差別的	セ	. 期	限	ソ.	適	合